

御坊駅前駐車場指定管理者募集要項 (公募型プロポーザル)

1. 趣旨

御坊駅前駐車場の管理運営を行う現在の指定管理者の指定期間が令和9年3月31日で満了するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項及び御坊市駐車場条例（平成9年条例第2号。以下「駐車場条例」という。）第5条の規定に基づき、次期の指定管理者を選定するため、御坊市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第22号）、御坊市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第33号。以下「指定手続規則」という。）及びこの要項に定めるところにより、指定管理者を募集する。

この要項は、御坊駅前駐車場の指定管理者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 施設概要

- (1) 名 称 御坊駅前駐車場
- (2) 所 在 地 御坊市湯川町小松原411番地7
- (3) 設 置 目 的 自動車等利用者の利便を図り、通行の安全と駐車場の需要に応じるため設置
- (4) 駐 車 台 数 駐車場88台、駐輪場280台

※その他詳細は、別紙「御坊駅前駐車場指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3. 指定管理者が行う業務及び管理の基準

- (1) 指定管理者が行う業務 駐車場条例第6条に規定する次の業務とし、駐車場及び駐輪場（以下「駐車場等」という）を業務範囲の対象とする。

- ア 駐車場等を一般の利用に供する業務
- イ 料金の収納に関する業務
- ウ 駐車場等の維持管理及び修繕に関する業務
- エ その他市長が定める業務

※その他詳細は、仕様書のとおり。

- (2) 管理の基準

- ア 利用の制限や利用時間、一般の利用等
駐車場条例の規定のとおりとする。

- イ 個人情報の保護

御坊駅前駐車場の管理運営を行うに当たって取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守するものとする。

- ウ 情報の公開

御坊駅前駐車場の管理運営を行うに当たって取得又は作成した情報については、御坊市情報公開条例（平成12年条例第29号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づき適正に取り扱うものとする。

- エ 行政手続条例の適用

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可等の処分には、御坊市行政手続条例（平成8年条例第19号）が適用される。

- オ その他

上記のほか、指定管理者は、御坊駅前駐車場の管理運営を行うに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする関係法令を遵守するものとする。

4. 指定予定期間

指定の期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間で予定しているが、この

期間については、御坊市議会（以下「市議会」という。）の議決により確定するものとする。

また、指定期間中であっても、御坊駅前駐車場の管理を継続することが適当でないと認められるときは、業務を停止し、又は指定管理者の指定を取り消すことがある。

5. 管理運営に要する経費

御坊駅前駐車場は、利用料金制を採用する。指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金（以下「利用料金」という。）をもって管理運営業務を行うものとし、利用料金については次のとおり取り扱うものとする。

（１）駐車場条例第８条第２項の別表に基づく利用料金を採用するものとし、指定管理者は、その範囲の中で、市の承認を経て料金を設定することができる。

（２）利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入として収受することができる。ただし、指定管理者は、本事業による収入の一部を市に納付しなければならない（最低納付額は、年間の売上が１千万円までは売上の５％、１千万円を超える部分については売上の１０％とする）。

※その他詳細は、仕様書のとおり

6. 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、御坊市が事業計画書等の内容を審査し指定管理者を選定する。

7. 申請資格

指定管理者の指定を申請することができる者は、次の要件をいずれも満たす法人その他の団体（以下「団体等」という。）であることとする。

（１）国税及び地方税を滞納していない団体等

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていない団体等

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づき更生、再生又は破産をしていない団体等

（４）自治法第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けたことがある団体等でないこと

（５）御坊市暴力団排除条例（平成２３年条例第１８号）第２条第１号に掲げる暴力団（以下「暴力団」という。）及びそれらの利益となる活動を行う団体等でないこと

（６）役員（法人でない団体等で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体等でないこと

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

エ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第９２条の２、第１４２条（同条を準用する場合を含む。）又は第１８０条の５第６項の規定に該当することとなる者

カ 御坊市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者

キ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者

ク 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者

ケ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

コ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者

- (7) 令和8年4月末時点において駐車場の管理運営業務実績がある団体等であること
- (8) 本要項に定める現地説明会に参加した団体等であること

8. 提出書類等

- (1) 申請を希望する団体等（以下「申請者」という。）は、次を提出すること。
 - ア 指定手続規則第4条に規定する書類
 - イ 履行実績調書（様式1）
駐車場の管理運営業務実績を有することを証する書類を添付すること。
 - ウ 事業計画書（任意様式）
事業計画書は、御坊駅前駐車場の管理運営についての計画であり、利用料金設定、市への納付金額見込み、導入機器及びシステムの内容、完成予想図、配置計画図、工程計画、維持管理に関する事項等を盛り込むこと。
 - エ 収支計画書（任意様式）
指定手続規則第4条第4号に規定する収支計画書の作成に当たっては、令和9年度から令和11年度までにおける各年度の収支予算を主な収入・支出項目に区分して示すこと。
- (2) 提出部数 正本1部 副本（写し）7部

9. 現地説明会

申請を予定する団体等に対象施設の現況、設備、利用者動線及び管理運営上の留意事項を確認してもらうため、現地説明会を開催する。申請を予定する団体等は、必ず現地説明会に参加すること。

- (1) 開催日時 令和8年9月2日（水）14時から1時間程度（受付開始13時30分）
- (2) 集合場所 御坊駅前駐車場管理事務所前
所在地：御坊市湯川町小松原4-1-1番地7
- (3) 参加申込 現地説明会参加申込書（様式2）によりメールでのみ受付。送信の際の件名は、次のとおりとする。
件名：御坊駅前駐車場現地説明会参加申込（団体名〇〇〇）
- (4) 受付期限 令和8年9月1日（火）17時まで
- (5) メールアドレス sangyou@city.gobo.lg.jp
- (6) 参加人数 1団体につき2名以内とする。
※現地駐車場を利用可能。

10. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和8年9月9日（水）17時まで（必着）
- (2) 質問方法 任意様式によりメールでのみ受付。送信の際の件名は、次のとおりとする。
件名：御坊駅前駐車場質疑（団体名〇〇〇）
- (3) メールアドレス sangyou@city.gobo.lg.jp
- (4) 回答方法 質問への回答は、令和8年9月11日（金）までに御坊市ホームページで公表する。

11. 申請の受付

- (1) 受付期間 令和8年9月14日（月）から令和8年9月25日（金）まで（土日祝を除く。）
- (2) 受付時間 9時から17時まで
- (3) 提出場所 〒644-8686 御坊市藺350番地2
御坊市役所 3階 産業建設部 産業振興課
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。
- (5) 提出制限 申請書の提出は、1申請者につき1件を限度とする。

1 2. プロポーザル参加資格確認通知書の送付

- (1) 提出された書類により申請資格の確認を行い、書類に不備がないと確認された申請者にのみプロポーザル参加資格確認通知書を送付します。
- (2) 発送予定日 令和8年9月30日(水)

1 3. 失格事項

本プロポーザルの申請者又は提出された申請書等が、次のいずれかに該当する場合は、その申請者を失格とする。

- (1) 「7. 申請資格」の要件を満たしていないもの
- (2) 申請書等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (3) 申請書等の作成形式及び記載上の留意事項に適合しないもの
- (4) プレゼンテーションに出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、申請資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの

1 4. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は、返却しないととも、指定管理者の選定以外には申請者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、申請者の負担とする。
- (5) 申請者が1者であっても事業計画書等の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、指定管理候補者を決定する。
- (6) 指定管理者は、本件の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承認を得た場合は、この限りでない。この場合、指定管理者は、相手方が行った作業について全責任を負うものとする。

1 5. 選定審査方法及び選定結果の通知

(1) 選定審査方法

- ア 指定管理者の選定に当たっては、指定管理者選定評価基準表(別紙)の基準により総合的に判断する。
- イ 指定管理者の選定は、御坊駅前駐車場管理業務に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱に定める審査委員会(以下「審査委員会」という。)において審査する。この際、審査委員会は、申請者によるプレゼンテーションを実施したうえで、合計点が最も高かった申請者を指定管理候補者として選定し、第2位を次点候補者とする。

(2) プレゼンテーション

- ア 実施方法 申請者は、事業計画書等の内容について10分以内でプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を行う。
- イ 開催日時 令和8年10月9日(金)(予定)
- ウ 開催場所 御坊市園350番地2 御坊市役所 4階401会議室
ただし、正式な日時等は、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。
- エ 実施上の注意
 - (ア) プレゼンテーション会場への入場は、3名までとする。
 - (イ) マイク、プロジェクター及びスクリーンは市が用意し、その他必要となる機器(パソコン等)については申請者が準備すること。なお、パソコン以外の機器を使用するときは、事前に連絡し市担当者の確認を受けること。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、プロポーザル審査結果通知書(令和8年10月15日(木) 発送予定)により通知す

る。

16. 指定管理者の指定及び協定の締結

- (1) 指定管理候補者は、市議会の議決を得た後に、御坊市長が指定管理者として指定するものとする。
- (2) 市と指定管理者は、御坊駅前駐車場を円滑に運営、管理するために必要な事項等に関する協定を締結するものとする。

17. 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

指定管理者又は指定管理候補者が取消しとなった場合は、原則として、「15. 選定審査方法及び選定結果の通知」における次点候補者を指定管理候補者として選定することとする。

18. 日程

募集要項の公表	令和 8年 8月20日(木)
現地説明会参加申込締切日	令和 8年 9月 1日(火)
現地説明会	令和 8年 9月 2日(水)
質問受付締切日	令和 8年 9月 9日(水)
質問に対する回答	令和 8年 9月11日(金) 17時まで
参加申請書・事業計画書等受付	令和 8年 9月25日(金) 17時まで
プロポーザル参加資格確認通知	令和 8年 9月30日(水)(予定)
企画提案評価・プレゼンテーション	令和 8年10月 9日(金)(予定)
プロポーザル結果通知	令和 8年10月15日(木)(予定)
市議会の議決	未定
協定締結	未定

19. 情報公開

- (1) 本プロポーザルに係る指定管理候補者選定情報の公開については、情報公開条例に基づき、公開することを原則とする。
- (2) 公開対象文書及び原則的な公開基準は、次のとおりとする。

凡例) ○：公開 △：部分公開 ×：非公開

対象情報		協定締結前	協定締結後
プロポーザル参加申請に関する書類	申請書	×	△
	履行実績調書	×	△
	事業計画書	×	△
	その他提出書類	×	△
実施要領・仕様書		○	○
評価結果		×	△
企画審査会	委員名簿	×(※1)	○
	各委員の評価内容	×	△(※2)

※1：情報公開条例第7条第5号（意思形成過程に関する情報）に該当するため非公開とする。

※2：個人が特定されない形での公開とする。

20. 本件に関する問い合わせ先

御坊市役所 産業建設部 産業振興課（御坊市役所3階） 担当：狩谷・柏木
所在地：〒644-8686 御坊市藺350番地2
電 話：0738-23-5510/FAX：0738-22-4120
メール：sangyou@city.gobo.lg.jp